

伝

建制度とは

伝統的建造物群保存地区制度（伝建制度）が生まれたのは昭和50年。まちづくりの新しい手法として国によって制度化され、城下町、宿場町、商家町など、全国各地に残る歴史的な集落や町並みの保存が進められるようになりまし

た。伝建制度は、ほかの文化財保護制度とは少し違い、まず市町村と地域住民の皆さんが話し合い、その地域を伝統的建造物群保存地区（保存地区）として決定することから始まります。つまり、条例や都市計画によって保存地区を定めるのです。国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）として選定し、市町村が進める保存事業に対して都道府県とともに補助金などの財政的支援や技術的指導を行っています。

誇

りあるまちづくり

湯浅の町は、古くは熊野古道の宿駅として、近世には紀州藩の保護のもと味噌・醤油醸造などの産業が盛んな商業都市として繁栄しました。明治の頃には城下町和歌山、新宮に次ぐ人口規模を擁するまでに発展してきた湯浅も、近年では人口減少や経済活動の停滞などの課題を抱え、以前の活力を失いつつあります。熊野古道以西の古くからの市街地には中世から近世、近代へと歴史を積み重ねてつくられてきた「伝統的な町並み」が今も残っています。伝建制度を導入し、国から選定されれば、和歌山県では初の重伝建地区となります。先にも述べましたが、伝建制度は、まちづくりの新しい手法です。歴史と伝統ある湯浅にふさわしい、町民が誇りを持てるまちづくりを進めていきたいと考えています。

湯浅町伝統的建造物群保存地区 保存条例が制定されました



保存地区範囲(案)

国(文化庁)や県からの指導・助言を受けて、まちの成り立ちや町並み形成の歴史的過程を踏まえ定めます。今後は保存審議会に諮問し、最終的には都市計画により決定します。

保存条例の概要

保存地区では、伝統的な建造物群やこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を適正に保存・整備していく必要があるため、まちづくりのルールとして条例を定めます。この保存条例の規定により、

- 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- 宅地の造成その他の土地の形質の変更

など、現状変更を伴う行為については許可が必要となり、違反者には罰則（5万円以下の罰金）もあります。許可にあたっては、

伝統的建造物は、その特性を維持していると認められるものであること

伝統的建造物以外の建築物等については、保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと

保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること

が許可の基準として定められています。なお、条例が制定されていても、保存地区が決定されるまでは効力を持たないため、今の段階では許可は必要ありません。

このほかに保存条例には、保存地区に関する重要事項を審議する保存審議会の設置や、保存地区の保存に関する計画を定めることなどが規定されています。

伝建制度に関する説明会と 公聴会を開催します

伝建制度説明会

日時：2月18日(土)
午後7時30分～
場所：役場第2庁舎2階
多目的ホール
問合せ先：湯浅町教育委員会
伝建推進室
☎64-1112

町民の皆様、制度の内容についてご理解を深めていただきたいと思いますので、この機会に是非ご参加ください。公聴会については、8ページ「お知らせ」をご覧ください。

●重伝建地区選定までの手続きの流れ●

